

有害興行指定に関するこれまでの経緯

1 有害興行指定制度について

県青少年保護育成条例では、青少年の健全育成を阻害するおそれのある興行（映画等）について、児童福祉審議会に諮り、有害興行として指定することができる。ただし、緊急の場合は、審議会の諮問を経ずに指定（緊急指定）することも可能で、この場合、審議会に報告しなければならない。

実際の運用は、県が興行の情報を入手した時点で、既に上映の時期が迫っていることが多く、審議会に事前に諮る時間がないため、ほとんどが緊急指定で対応している。

こうした現状から、平成 29 年度の児童福祉審議会社会環境部会において、「現実的に事前に審議会に諮るのが難しいのであれば、条例を見直した方がよいのではないか」との意見が出たことを踏まえ、有害興行指定制度の見直しについて検討が行われた。

2 平成 29 年度の見直しの検討状況

他都道府県の規制や運用状況を調査するとともに、県内事業者の取組状況の把握を行うため、業界団体に対して自主規制に関するヒアリングや県内で実際に成人映画の上映を行っている映画館の視察などを実施した。

【当時の資料から抜粋】

(1) 神奈川県興行生活衛生同業組合事務局へのヒアリング状況

- ・ 興行者の組合への加入状況は、組合に加入するメリットが大きいため、すべての興行者が加入している。
- ・ 組合員規約による定めではないが、全国興行生活衛生同業組合連合会と共に、神奈川県工業生活衛生同業組合は、毎年の事業計画の中で、都道府県の「青少年の健全な育成に関する条例」及び映倫の「レーティング指定」を遵守することになっている。映倫の年齢区分は条例による有害指定が始まる前からあり、守られている。
- ・ 組合には自主規制指導員という制度があり、各劇場を回り自主規制が守られているか確認している。
- ・ 条例による規制の必要性については、個人的な意見ではあるが、条例の縛りがあったほうが組合員に対して指導がしやすいと思う。

(2) 成人映画館（県内で成人映画を専門で上映している唯一の映画館）の視察結果

- ・ 開館時（条例制定前）から 18 歳未満の入館を禁止しており、県の指定の有無にかかわらず、18 歳未満を入館させるつもりはない。客層は 40 代～70 代で、青少年と思われるような若い客は来ない。
- ・ 7～8 年前（当時）から、表通り側に写真入りのポスターを掲示することは一切やめている。掲示は文字情報のみ（タイトルと上映時間など）
- ・ 上映スケジュールは、直前にならないと決まらない。

上記のヒアリング等の状況を踏まえ、部会において議論を行った結果、条例の規定内容については、改正を行わず、現状では毎回緊急指定を行い、審議会へは事後報告を行う形ではあるが、「指定する」という行為自体が、有害な興行を青少年に観覧させないということを内外に知らしめることにつながっているとして、運用面でもこれまでの取組を継続することとした。